

●受講資格

- 1 21歳以上であって、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有するもの
- 2 大学、高専、高校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業し、2年以上足場の組立て等の作業経験を有するもの
- 3 その他構成労働大臣が定める者、建築等の職業訓練を修了し、2年以上足場の組立て等の作業経験を有するもの

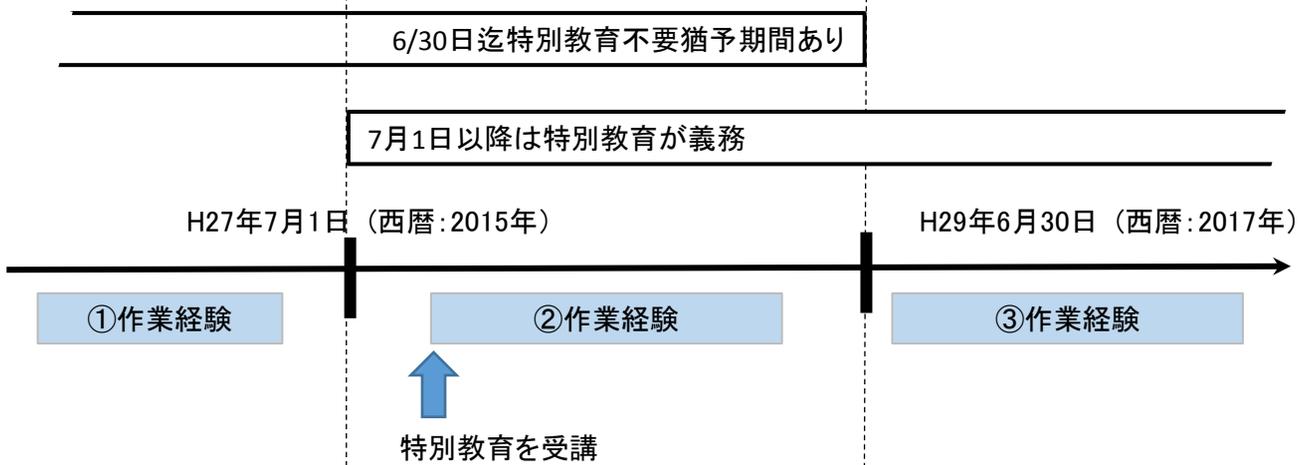
注意 18歳以下は足場組立て等の業務は禁止。

平成29年7月1日以降は足場組立て等特別教育を受講していないと足場組立て等の業務に従事できない

●足場作業主任者の特別教育写しの提出について

1 特別教育写しの提出条件

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等経験はあるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者



①②作業経験合計 3年未満の場合は、③作業経験を合わせて3年の経験が必要になります。③作業経験は**特別教育修了の写しが必要**となります。

- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することになった者。



②③作業経験合計 3年以上の場合は、②作業経験は特別教育修了後でなければ作業をできないので**特別教育修了の写しが必要**となります。

2 特別教育写しの提出不要

- ③ 平成29年6月30日までの間に3年以上の経験がある者は特別教育修了証の提出の必要はありません。



3 受講資格(足場経験3年)の注意すべきケース



①②③作業経験 3年以上の場合は、④⇔の期間が除外されるので、①②③作業経験合計が3年